

香取広域市町村圏事務組合行政組織条例

昭和59年2月27日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第158条第1項の規定により、管理者の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の設置)

第2条 組合に事務局を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、組合の行政組織に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(組織条例の廃止)

2 組織条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第3号）は、廃止する。